資料３

幼保連携型認定こども園部会について

１　幼保連携型認定こども園部会の概要

◇位置付け

・平成 27 年度の子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、山口県子育て文化審議会に部会を設置。

・幼保連携型認定こども園部会の決議を、審議会の決議とする。

◇所掌事務

幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する調査審議

２　部会委員（案）について

委員：学識経験者、関係団体代表等６名で構成

任期：２年間（令和８年４月～令和１０年３月）

※山口県子育て文化審議会の任期に同じ

団体・所属機関	氏　名	備　考	
山口県立大学社会福祉学部准教授	横 山　順 一	学識経験者	再任
宇部フロンティア大学短期大学部准教授	重 村　美 帆	学識経験者	新任
(一財)山口県保育協会副会長	宮 原　大 地	保育所代表	再任
(公財)山口県私立幼稚園協会副理事長	佐　野　　太	幼稚園代表	新任
山口県地域活動連絡協議会副会長	安光　真裕美	利用者代表	再任
山口県ＰＴＡ連合会副会長	伊 藤　直 弥	利用者代表	新任

（参考）過去の開催状況（過去５年）

開催日	審議内容
令和 5 年 2 月 21 日	認定こども園勝間保育園、認定こども園三田尻保育園の設置認可について
令和 6 年 3 月 21 日	幼保連携型認定こども園 旭幼稚園の設置認可について
令和 7 年 2 月 17 日	認定こども園 鴻城幼稚園、幼保連携型認定こども園 四恩幼稚園の設置認可について
令和 8 年 3 月 3 日	幼保連携型認定こども園 山と海のまつばら保育園の設置認可について

３　令和８年度幼保連携型認定こども園部会について

○山口県子育て文化創造条例（平成 19 年山口県条例第 46 号）（抜粋）

（山口県子育て文化審議会）

第 17 条　次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

(1) (2)　（略）

(3)　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 17 条第３項、第 21 条第２項及び第 22 条第２項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

○子育て文化審議会規則（抜粋）

（部会）

第５条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、職務を代理する。

６　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

７　前条の規定は、部会の会議に準用する。

※（会議）

第４条　審議会の会議は会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。